

平成 27 年度税制改正（地方税）の概要について

税目・改正項目	改正案の内容																																																																																											
<p>軽自動車税</p> <p>二輪車等の税率引き上げの延期</p>	<p>○ 平成 27 年度分から適用することとされている原動機付自転車及び二輪車等に係る税率について、適用開始が1年延期され、平成 28 年度分から適用されます。</p> <p>【参考】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">車種区分</th> <th>現行税率</th> <th>新税率</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">原動機付自転車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">50cc 以下</td> <td>1,000 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">50cc 超 90cc 以下</td> <td>1,200 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">90cc 超 125cc 以下</td> <td>1,600 円</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">ミニカー</td> <td>2,500 円</td> <td>3,700 円</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td colspan="3">軽自動車及び小型特殊自動車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">軽二輪（125cc 超 250cc 以下）</td> <td>2,400 円</td> <td>3,600 円</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,100 円</td> <td>3,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">四輪以上</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500 円</td> <td>6,900 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200 円</td> <td>10,800 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,000 円</td> <td>3,800 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000 円</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,400 円</td> <td>3,600 円</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td colspan="3">小型特殊自動車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">農耕作業用のもの</td> <td>1,600 円</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">その他</td> <td>4,000 円</td> <td>5,900 円</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td colspan="3">二輪の小型自動車（250cc 超）</td> <td>4,000 円</td> <td>6,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分			現行税率	新税率		原動機付自転車					}		50cc 以下		1,000 円	2,000 円		50cc 超 90cc 以下		1,200 円	2,000 円		90cc 超 125cc 以下		1,600 円	2,400 円		ミニカー		2,500 円	3,700 円	}	軽自動車及び小型特殊自動車						軽二輪（125cc 超 250cc 以下）		2,400 円	3,600 円	}		三輪		3,100 円	3,900 円	四輪以上	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	自家用	7,200 円	10,800 円	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	自家用	4,000 円	5,000 円	専ら雪上を走行するもの			2,400 円	3,600 円	}	小型特殊自動車						農耕作業用のもの		1,600 円	2,400 円		その他		4,000 円	5,900 円	}	二輪の小型自動車（250cc 超）			4,000 円	6,000 円
車種区分			現行税率	新税率																																																																																								
原動機付自転車					}																																																																																							
	50cc 以下		1,000 円	2,000 円																																																																																								
	50cc 超 90cc 以下		1,200 円	2,000 円																																																																																								
	90cc 超 125cc 以下		1,600 円	2,400 円																																																																																								
	ミニカー		2,500 円	3,700 円	}																																																																																							
軽自動車及び小型特殊自動車																																																																																												
	軽二輪（125cc 超 250cc 以下）		2,400 円	3,600 円	}																																																																																							
	三輪		3,100 円	3,900 円																																																																																								
四輪以上	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円																																																																																								
		自家用	7,200 円	10,800 円																																																																																								
貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円																																																																																									
	自家用	4,000 円	5,000 円																																																																																									
専ら雪上を走行するもの			2,400 円	3,600 円	}																																																																																							
小型特殊自動車																																																																																												
	農耕作業用のもの		1,600 円	2,400 円																																																																																								
	その他		4,000 円	5,900 円	}																																																																																							
二輪の小型自動車（250cc 超）			4,000 円	6,000 円																																																																																								
<p>四輪車等のグリーン化特例（軽課）の導入</p>	<p>○ 平成 27 年4月1日から平成 28 年3月 31 日までに新規取得した四輪以上及び三輪の軽自動車（新車に限る。）で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さなものについて、取得をした日の属する年度の翌年度分（平成 28 年度分）の税率を軽減する特例措置（いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例（軽課）」）が適用されます。</p> <p>【参考】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税率</th> <th colspan="3">軽課</th> </tr> <tr> <th>H32年度 燃費基準 達成車</th> <th>H32年度 燃費基準 +20%達成車</th> <th>電気 自動車等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">軽自動車及び小型特殊自動車</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900 円</td> <td>3,000 円</td> <td>2,000 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">四輪以上</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">乗用</td> <td>営業用</td> <td>6,900 円</td> <td>5,200 円</td> <td>3,500 円</td> <td>1,800 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800 円</td> <td>8,100 円</td> <td>5,400 円</td> <td>2,700 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,800 円</td> <td>2,900 円</td> <td>1,900 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000 円</td> <td>3,800 円</td> <td>2,500 円</td> <td>1,300 円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	標準税率	軽課			H32年度 燃費基準 達成車	H32年度 燃費基準 +20%達成車	電気 自動車等	軽自動車及び小型特殊自動車					三輪		3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円	四輪以上	乗用	営業用	6,900 円	5,200 円	3,500 円	1,800 円	自家用	10,800 円	8,100 円	5,400 円	2,700 円	貨物用	営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円	1,000 円	自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円	1,300 円																																																	
車種区分	標準税率			軽課																																																																																								
		H32年度 燃費基準 達成車	H32年度 燃費基準 +20%達成車	電気 自動車等																																																																																								
軽自動車及び小型特殊自動車																																																																																												
三輪		3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円																																																																																							
四輪以上	乗用	営業用	6,900 円	5,200 円	3,500 円	1,800 円																																																																																						
		自家用	10,800 円	8,100 円	5,400 円	2,700 円																																																																																						
	貨物用	営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円	1,000 円																																																																																						
		自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円	1,300 円																																																																																						

税目・改正項目	改正案の内容												
固定資産税・都市計画税 わがまち特例の導入	<p>○ 既存の3件の軽減措置について、適用期間が延長された上で、平成28年度からわがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)が導入されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に対して講じる家屋及び償却資産の特例措置について、適用期間が2年延長された上で、わがまち特例が導入されます。 <table border="1" data-bbox="502 470 1444 784"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域にある公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産 【例】(公共施設)公園、広場等 (都市利便施設)緑化施設、通路</td> <td>【都市再生緊急整備地域】 3/5を参酌して、1/2以上7/10以下の範囲内において 条例で定める割合 【特定都市再生緊急整備地域】 1/2を参酌して、2/5以上3/5以下の範囲内において 条例で定める割合</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域において管理協定が締結された津波避難施設に対して講じる固定資産税の特例措置について、適用期間が3年延長された上で、わがまち特例が導入されます。 <table border="1" data-bbox="502 1019 1444 1220"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波避難施設等 【例】(家屋)管理協定の対象となる津波避難施設のうち避難の用に供する部分(償却資産)誘導灯、誘導標識、自動解除装置</td> <td>1/2を参酌して、1/3以上2/3以下の範囲内において 条例で定める割合</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に対して講じる固定資産税の減額措置について、適用期間が2年延長された上で、わがまち特例が導入されます。 <table border="1" data-bbox="502 1411 1444 1579"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス付き高齢者向け住宅</td> <td>2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において 条例で定める割合</td> </tr> </tbody> </table>	対象資産	軽減割合	都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域にある公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産 【例】(公共施設)公園、広場等 (都市利便施設)緑化施設、通路	【都市再生緊急整備地域】 3/5を参酌して、1/2以上7/10以下の範囲内において 条例で定める割合 【特定都市再生緊急整備地域】 1/2を参酌して、2/5以上3/5以下の範囲内において 条例で定める割合	対象資産	軽減割合	津波避難施設等 【例】(家屋)管理協定の対象となる津波避難施設のうち避難の用に供する部分(償却資産)誘導灯、誘導標識、自動解除装置	1/2を参酌して、1/3以上2/3以下の範囲内において 条例で定める割合	対象資産	軽減割合	サービス付き高齢者向け住宅	2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において 条例で定める割合
対象資産	軽減割合												
都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域にある公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産 【例】(公共施設)公園、広場等 (都市利便施設)緑化施設、通路	【都市再生緊急整備地域】 3/5を参酌して、1/2以上7/10以下の範囲内において 条例で定める割合 【特定都市再生緊急整備地域】 1/2を参酌して、2/5以上3/5以下の範囲内において 条例で定める割合												
対象資産	軽減割合												
津波避難施設等 【例】(家屋)管理協定の対象となる津波避難施設のうち避難の用に供する部分(償却資産)誘導灯、誘導標識、自動解除装置	1/2を参酌して、1/3以上2/3以下の範囲内において 条例で定める割合												
対象資産	軽減割合												
サービス付き高齢者向け住宅	2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において 条例で定める割合												
わがまち特例の延長	<p>○ 既存の3件のわがまち特例について、適用期間が延長されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道法に規定する公共下水道を使用する者が条例に基づき設置した除害施設に対して講じる償却資産のわがまち特例について、適用期間が3年延長されます。 <table border="1" data-bbox="502 1814 1444 1982"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道除害施設 【例】pH調整槽、加圧浮上分離装置</td> <td>3/4を参酌して、2/3以上5/6以下の範囲内において 条例で定める割合</td> </tr> </tbody> </table>	対象資産	軽減割合	下水道除害施設 【例】pH調整槽、加圧浮上分離装置	3/4を参酌して、2/3以上5/6以下の範囲内において 条例で定める割合								
対象資産	軽減割合												
下水道除害施設 【例】pH調整槽、加圧浮上分離装置	3/4を参酌して、2/3以上5/6以下の範囲内において 条例で定める割合												

税目・改正項目		改正案の内容																												
固定資産税・都市計画税	わがまち特例の延長	<ul style="list-style-type: none"> 特定都市河川浸水被害対策法に規定する特定都市河川流域内において雨水浸透阻害行為(土地の形質変更、舗装等)を行う者が、新たに取得した雨水貯留浸透施設に対して講じる償却資産のわがまち特例について、適用期間が3年延長されます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨水貯留浸透施設 【例】透水性舗装、浸透ます、浸透トレンチ、貯留施設</td> <td>2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において条例で定める割合</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫(協定倉庫)に対して講じる家屋のわがまち特例について、適用期間が2年延長されます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に管理協定を締結した協定倉庫</td> <td>2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において条例で定める割合</td> </tr> </tbody> </table>	対象資産	軽減割合	雨水貯留浸透施設 【例】透水性舗装、浸透ます、浸透トレンチ、貯留施設	2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において条例で定める割合	対象資産	軽減割合	平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に管理協定を締結した協定倉庫	2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において条例で定める割合																				
		対象資産	軽減割合																											
雨水貯留浸透施設 【例】透水性舗装、浸透ます、浸透トレンチ、貯留施設	2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において条例で定める割合																													
対象資産	軽減割合																													
平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に管理協定を締結した協定倉庫	2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において条例で定める割合																													
市たばこ税	旧3級品の税率の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 旧3級品の製造たばこに係る特例税率が、平成28年度から段階的に廃止されます。 旧税率で仕入れた製造たばこを、新税率引上げ後の価格で販売することによる不当利得の防止のために手持品課税が実施されます。 <p>※旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻きたばこをいいます(エコー、わかば等の6銘柄)</p> <p>【参考】特例税率の改正案 (税率:円/1,000本)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>市町村たばこ税</th> <th>道府県たばこ税</th> <th>国のたばこ税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>2,495</td> <td>411</td> <td>2,906</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日</td> <td>2,925</td> <td>481</td> <td>3,406</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月1日</td> <td>3,355</td> <td>551</td> <td>3,906</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日</td> <td>4,000</td> <td>656</td> <td>4,656</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月1日</td> <td>5,262</td> <td>860</td> <td>6,122</td> </tr> <tr> <td>(参考)一般品の税率</td> <td>5,262</td> <td>860</td> <td>6,122</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	市町村たばこ税	道府県たばこ税	国のたばこ税	現 行	2,495	411	2,906	平成28年4月1日	2,925	481	3,406	平成29年4月1日	3,355	551	3,906	平成30年4月1日	4,000	656	4,656	平成31年4月1日	5,262	860	6,122	(参考)一般品の税率	5,262	860	6,122
実施時期	市町村たばこ税	道府県たばこ税	国のたばこ税																											
現 行	2,495	411	2,906																											
平成28年4月1日	2,925	481	3,406																											
平成29年4月1日	3,355	551	3,906																											
平成30年4月1日	4,000	656	4,656																											
平成31年4月1日	5,262	860	6,122																											
(参考)一般品の税率	5,262	860	6,122																											
その他	地方税における猶予制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 地方税の猶予制度について、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度が創設されます。そのうち、換価の猶予に係る申請期限など、一定の事項については条例で定めることとされています。この制度は、平成28年4月1日以降に納期が到来するものから適用されず。 																												

【参考】その他の市税関連改正項目

○ 個人市民税

・ 住宅ローン減税の対象期間の延長

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン減税）の適用期限について、現行、居住の用に供した年が、「平成 29 年 12 月 31 日まで」であるものが「平成 31 年 6 月 30 日まで」に延長されます。

・ ふるさと納税の拡充

特例控除額の上限について、個人住民税所得割額の 1 割だったものが 2 割に引き上げられます。

○ 法人市民税

・ 均等割の税率区分の基準の見直し

法人税改革の一環として、現在、均等割額の税率区分の基準である「資本金等の額」が、「資本金と資本準備金の合計額」を下回る場合は、「資本金と資本準備金の合計額」を基準とされます。

○ 固定資産税・都市計画税

・ 土地の負担調整措置の延長

現行の仕組みが 3 年延長されます。

・ 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告の対象となった特定空家等に係る土地について、住宅用地に係る課税標準の特例措置（例：評価額の 1/6 とする措置）の対象から除外されます。